

重要

建設工事に係る低入札対策の対象工事拡大について

令和6年6月1日以降に指名通知又は入札の公告を行う建設工事に係る入札から、次のとおり、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の**対象工事を拡大**しました。

建設工事の入札に参加される場合は、調査基準価格及び最低制限価格の設定について、十分ご留意下さい。

<見直しの内容>

(1) 低入札価格調査制度の対象拡大について

従来、制度の対象外としてきた下記の工事について、**新たに制度の対象とし、調査基準価格を設定**します。

<工事の種類による対象外工事>

- ア 簡易な切土、盛土工事
- イ 張芝工事
- ウ 崩土等除去工事
- エ 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事
- オ 地下構造物を伴わない建物解体工事

(2) 最低制限価格制度の対象拡大について

従来、制度の対象外としてきた下記の工事について、**新たに制度の対象とし、最低制限価格を設定**します。

<工事の種類による対象外工事>

- ア 簡易な切土、盛土工事
- イ 張芝工事
- ウ 崩土等除去工事
- エ 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事
- オ 地下構造物を伴わない建物解体工事

<予定価格による対象外工事>

- カ 予定価格250万円超500万円未満の工事

<問合せ先>

富山県土木部管理課入札・契約係
TEL 076-444-3309